

**嵯峨嵐山デジタルマップに係る広報宣伝業務委託
「受託候補者選定審査基準」及び「企画提案書作成要領」**

「受託候補者選定審査基準」

1 選定基準

次の項目について、企画提案書、類似業務実績及び見積書を「嵯峨嵐山デジタルマップに係る広報宣伝業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において項目別に評価し、最も高い合計点を得たものを受託候補者として選定する。

選定に当たっては、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

2 評価方法

- (1) 点数配分は「3 提案評価項目表」のとおりとする。
- (2) 選定委員会は、「見積金額」を除く各項目についてA～Eの評価を行う。
- (3) 各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	優秀である : 高度の能力を有している。
B	0.8	満足できる : 十分な能力を有している。
C	0.5	平均的である
D	0.3	物足りなさを感じる : 能力が乏しい。
E	0.1	満足できない : 業務を委託することに不安がある。

- (4) 見積金額については、以下の算出式により評価点を配分する。

税込見積額の最低価格を10点とし、比例配分方式により評価（小数点以下第2位を四捨五入）

＜委託金額の上限額：X、最低価格：Y、評価対象価格：Z＞

Zの評価点数＝10－（Z－Y）÷（X－Y）×10

※ 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は失格とする。

3 提案評価項目表

項目	評価内容	配点
1. 業務内容	○事業趣旨に沿った提案となっているか。 ○【チラシ、ポスター】提案者の過去の制作物等を用いた具体的な提案となっているか。 ○【案内誘導員】案内誘導時の体制が適切であるか(人数・配置場所など) ○【案内誘導員】案内誘導の動きや案内方法等が具体的に示されているか。	40
2. 業務実施体制	○業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。 ○具体的かつ履行可能なスケジュールか。	20
3. 追加提案	○チラシのポイ捨てにつながりにくくなる工夫や、混雑緩和以外の観光課題の解消に繋がる工夫など、追加提案がされており、その内容が委託業務の効果を高める内容となっているか。	20
4. 類似業務実績	同種・類似業務の実績が十分であるか。	10
5. 見積金額	税込みの見積額の最低価格を10点とし、比例配分方式により評価(小数点以下第2位を四捨五入)。 ＜委託金額の上限額：X、最低価格：Y、評価対象価格：Z＞ Zの評価点数＝10－(Z－Y)÷(X－Y)×10	10
合 計		100

4 失格

次の要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている。
- (2) 企画提案書に作成要領の提案評価項目表で示す事項が記載されていない。
- (3) 提案内容が仕様を満たしていない。

5 決定及び通知

受託候補者の選定は、令和6年8月末頃を予定している。

審査結果は、各応募者に通知するほか、京都市情報館（ホームページ）に掲載する。

「企画提案書作成要領」

1 様式

A 4 判縦長横書きとすること（任意様式）。

2 留意事項

- (1) 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、「受託候補者選定審査基準」の3「提案評価項目表①～③」に沿って作成すること。
- (2) 企画提案書には以下の内容を記載すること。
 - ア 業務実施体制
 - イ 業務方針・計画
 - ウ 事業趣旨を踏まえ、チラシ、ポスターをどのようなデザインにするかに関する提案（**提案者の過去の制作物など、参考となる具体例を示すこと**）
 - エ 案内誘導員の人数・配置場所・宣伝方法
 - オ スケジュール（打合せや校正時期、回数等）
 - カ 会社概要
- (3) 提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい内容とすること。